

朗読のネット配信による 文藝活性化に向けた提言

著作権者や朗読関係者の皆様へのお願い

2007年6月
朗読愛好家有志一同

目 次

はじめに

日本文藝家協会への要望事項

日本ペンクラブへの要望事項

著作者の皆様への要望事項

朗読関係団体への要望事項

出版社への要請事項

プロバイダー・レンタルサーバー事業者への要望事項

朗読愛好家の皆様への要望事項

文責 teabreakt

本提言は、転載・複製・配布をしていただいて構いません。むしろ、それを通じて気運盛り上げにご協力をいただければ幸いです。

はじめに

この提言は、朗読のネット配信を通じて、朗読文化の振興とそれを通じた文藝文化の活性化を図ることを念頭に、その環境整備のために必要なことを、関係の皆様方に要望するものです。

朗読のネット配信を活発なものにするためには、次のことが必須です。

朗読配信できる対象作品の拡大

- ・ ネット配信は、著作権法上の「公衆送信」に当たるため、公衆送信権との関係がクリアされる必要があります。
- ・ そのために、著作権者や団体の皆様に、非営利・無償での朗読ネット配信に対する包括的又は個別的許諾について、その仕組み作りを含めてお願いしています。
- ・ クリエイティブコモンの対象化、許諾使用料規定・窓口の整備、自由に朗読発信できる作品プールの構築（電子文藝館の開放を含む）などです。

朗読発信が容易にでき、蓄積が大量にできるサービスの拡充

- ・ 朗読愛好家は、シニア層も含めてその裾野は広がっていますが、それらの人々が容易に朗読発信できるようにするためには、音声ブログやホームページでの、作品アップ～公開に至る操作の一層の簡易化が必須です。
- ・ また、朗読作品を数多く蓄積し、ライブラリー化を図っていくことが期待されるため、低料金かつ大容量のサービス提供をお願いしています。

朗読発信の担い手である朗読愛好家の着実な取り組み

- ・ 朗読文化の一番の担い手である朗読愛好家の方々が、士気高く、配信し続けていただくことが、何よりの基本です。
- ・ ネット配信に対する反応が鈍くても、物言わぬ多数の聴き手の期待を感じていただき、日本全体の大朗読ライブラリーの構築の担い手である、との意識を持って、着実に作品をアップしていただくことをお願いしています。

以上の観点から、各関係方面にお願いをしています。どうか、その趣旨をお汲み取り戴き、その実現に向け、ご理解とご協力を伏してお願い申し上げます。

日本文藝家協会への要望事項

個人の朗読愛好家による非営利・無償の朗読のネット配信（公衆送信）に対して、以下の環境整備をお願いします。

傘下の NPO 日本文藝著作権センターにおける使用許諾手続き、使用料金規定の整備

無償で朗読配信を認めていただける作品の積極的なリストアップと、貴協会ホームページでの提示（公衆送信を包括的に認める旨）

<説明>

日本文藝家協会は、日本を代表する小説家や文学者、劇作家の方々を会員とされていて、著作権の問題でも、積極的に発言をされておられます。文藝文化の発展のためには、著作権の保護が必須であり、それをおろそかにすれば、文藝の基盤がじわじわと崩れかねないという憂慮は、よく理解できるところで、公共図書館のサービスの充実や新古本の流通という、これまであまり想定されていなかった事態が、国民の文藝作品へのアクセスを容易にする一方で、著作権者への還流が何らなされず、文藝文化の維持基盤に中長期的にボディーブローのような打撃を与えかねないというパラドックスは、真剣に考えていくべき検討課題だと思えます。

そのような理解に立った上でのお願いですが、個人の朗読愛好家が、優れた文藝作品の朗読を広く、また容易に行うことができるよう環境を整えていただきたいのです。具体的には、個人が著作権者の許諾を得るための手続きを整備し、許諾料の目安を使用料規定に定めていただけないでしょうか。また、非営利・無償との前提での朗読のネット配信が認められるような作品をリストアップし、包括的に「自動公衆送信」（＝ネット配信）を許諾する旨をホームページで明らかにしていただけないでしょうか。

最近、ご承知のように、声に出して読み、聴くことの重要性や楽しさが、若い世代も含めて少しずつではありますが理解され浸透しつつあります。そして、昨年半ば頃から、音声ブログという簡易なネット技術の出現により、老若を問わず、気軽に朗読を発信できるようになっています。現に、著作権が切れた作品を対象に、音声ブログで朗読するサイトが数多く出現しています。朗読する方は、これまでの福祉ボランティアだけでなく、一般の人々も含めて、自己表

現の意味も込めて積極的に朗読に取り組んでいます。

そのように朗読愛好家の裾野はどんどん広がりつつありますが、著作権の存続している現代の作品を朗読したいという欲求には根強いものがあります。自己表現の意味で朗読する人々の中には、「使用料を払ってでも素晴らしい作品を朗読し発信して、皆に聴いてもらいたい」と願っている人々は少なからずいると思います。そういうときに、使用許諾を受けたくても、どうやって手続きをしていいのか途方に暮れ、結局諦めてしまうというのが現状です。

作家の方々の著作権管理は、NPO 日本文藝著作権センターにおいて概ね行われていることは承知していますが（ただし、個人の朗読愛好家の間で広く知られているわけではありません）、許諾申請手続や使用料規定は書いてあるものの、出版社や放送局、劇団、CD・DVD 等の販売など、営利企業や有償興行などを主たる対象とした内容になっています。個人の朗読愛好家による非営利・無償のネット配信を想定した規定は残念ながら定められていません。

作家や作品によって異なるので、一律には考えにくいかもしれませんが、それでも、出版や放送、CD 販売などに関しては、作家や作品に関わりなく一律の使用料率を設定しておられます。それと同様に、個人の朗読愛好家による非営利・無償のネット配信を念頭においた使用料規定を定めていただきたいのです。

もちろん、人気作品などは、オーディオブックや朗読 CD などでプロが朗読して販売することも考えられるでしょうから、それと競合するようなことは、いかに非営利・無償によるものとはいえ、避ける必要があるということは十分理解いたします。

ただ、存在している作品の中で、そのようなオーディオブックなどのような形で販売されうるものは、圧倒的少数だと想像します。実際に市販されている朗読 CD 類のほとんどが、評価が定着した作品ばかりで、いかに人気作家のものであっても、それらに収録され市販される作品はごく限られたものになっているのが現状です。

それであれば、むしろ個人の朗読愛好家に、朗読し広く発信してもらうことにより、著作への興味や関心を高め、ひいては書籍での販売促進につなげるという選択肢を真剣にお考えいただけないでしょうか。朗読されてしまうと、書籍の販売に影響が出るのではないかとのご懸念をお持ちの方もおられるかもしれませんが、経験則としてはむしろ逆で、朗読を聴いて作品への関心が高まり、実際に本を手にとり読んでみたくなるという声を多く耳にするところです。それでもご懸念が払拭できないということであれば、全文の朗読は認めない（たとえば5割以下に留めるなど）という条件付でも結構です。

著作権管理がなされている数ある作品の中には、著作発表後、すでに20～30年以上たっているものも多数あるでしょうし、発表後に年月が経過していないものであっても、世間での認知度が必ずしも高くないものもあると思います。そういった作品群について低廉な料金で朗読のネット配信を許諾する手続きを整備していただければ、朗読愛好家の人々は、著作者の皆様が心血を注ぎ精魂を込めて完成させた作品群の、一大広報宣伝部隊として活動することとなることと思います。著作権者の皆様への還元も、朗読向け使用料と書籍販売増を通じて、増加するものと信じます。

さらには、作品群の中には、書籍が絶版になっているものもあるかと思えます。そういった作品の一部は、日本ペンクラブの『電子文藝館』に収録されているものと思いますが、web上で作品そのものを公開するまでには至らなくても、朗読する形であれば無償で許諾してもいいとご判断いただけるものも少なくないのではないかと思います。

先般の「著作権保護期間の延長問題を考える国民会議」によるシンポジウム（平成18年12月11日）で、文藝家協会の幹部である作家の三田誠広さんは、「私も青空文庫の活動を高く評価している。文芸家協会には著作権管理部があり、アーカイブに収録したいという申し出があれば協力できる。50年以内であっても、多くの作品は既に絶版となっている。こうした作品が青空文庫を通じて人の目に触れられるようになり、復刊されるといった実績が積み重なることで、遺族の方も青空文庫というのは自分達の財産を守ってくれるものだと考えるようになるだろう。」と理解あるご発言をされておられます。

しかし、願わくば、申し出を待つのではなく、積極的に会員に対して、「ウェブ上での公開を認めてもいい作品（青空文庫又は電子文藝館への収録）」、「本文をweb上で公開することは認めないが朗読の配信は認めてもいい作品」というように意思を確認の上リストアップしていただき、それをホームページ上で公開していただきたいのです。

朗読愛好家の人々は、青空文庫のリストと作品の内容を見ながら朗読対象を選定するのが一般的姿ですので、青空文庫側や朗読愛好者側からの申し出を待つという受身の姿勢ではなく、自由に朗読できる作品プールに水をどんどん入れていただければ、そこから、忘れられかけた作品にも新たな息吹が吹き込まれ、甦る事例も次々に出てくるものと思われれます。

すぐれた作品を後世に残すためには、さまざまな形で二次利用され、国民の間で広く流通することが必須です。朗読愛好家による朗読のネット配信は、その面で大きな役割を果たせるものと確信する次第です。

日本ペンクラブへの要望事項

『電子文藝館』掲載作品について、非営利・無償による朗読のネット配信（公衆送信）に対して、包括的な許諾をお願いします（ホームページでの提示）

<説明>

日本ペンクラブが『電子文藝館』を開館されてから、5年以上がたちました。掲載作品は数百に及び、「これら一切を『パブリック・ドメイン=公共の文化資産』と認めて無料公開し、広い世界の愛読・愛好に応えている。新世紀ウェブ環境の新しい読者たちの前に、・・・『読んで楽しむ』受発信をと、日々、苦心工夫を重ねている。」という宣言には、文藝家団体としての意気込みが感じられ、深く敬意を表するものです。

朗読愛好家からの願いは、ここに掲載されている作品群について、非営利・無償による朗読のネット配信（公衆送信）に対して、包括的な許諾をお願いできないでしょうか、ということです。

電子文藝館は、現時点では、ウェブ上での公開に限って、著作者の方の許諾を得ているというのは十分理解しています。当然のことながら、これを勝手にダウンロードの上、複製して頒布・販売することが想定され、あるいは許されているものではないことはもちろんです。

ただ、ここに掲載されている作品は、館長のお言葉にもありますように、有名作も一部にあるものの、「現在なお書店等で入手のラクな作品はなるべく避けたい」「もっと大事に考えていることが有ります。もう忘れられかけている、しかし生前には力ある優れた仕事をしていた、残念ながら湮滅直前の書き手たちの仕事を、大切に、敬意を払って再現している」(2005年4月25日付け)ということであれば、それらの作品を広く世に知らしめ、湮滅直前の作品に新たな息吹を吹き込んで蘇生させる、ということは、電子文藝館運営の大きな目的の一つではないかと思えます。

そのような目的を果たすために、朗読愛好家の力を借りる、というように受け止め、ご理解をいただけないでしょうか。

著作権が切れた作品をボランティアの手で広く収録している『青空文庫』というものがあります。そこでは、近代文学者らの小品も含めて数多くの作品が掲載されています。朗読愛好家は、それらの中から、有名作品だけでなく、ほとんど知られていない、あるいは忘却されてしまった佳作を、自分たちの朗読ブログなどで読み、新たな息吹を吹き込んでいます。そして文藝に関心を持つ一般の人々がそれらの朗読を聴き、そのような作品の存在を認知し、その魅力に目覚めるようなことがそこかしこで生じるようになっていきます。朗読愛好家は、著作権切れの作品だけでなく、まだ保護期間の50年が経過していない作品も是非読みたいという強い願望を持っています。

電子文藝館の掲載作品は、小説あり、随筆あり、詩あり、ノンフィクションあり、はたまた、戯曲あり、和欧訳ありと、実に広範であり、必ずしも知られていないものであっても、朗読愛好家にとっては是非詠んで見たいと思わせるような魅力があるものが数多く揃っています。

電子文藝館を朗読愛好家に開放していただければ、「忘れられかけている湮滅直前の」作品群が活発に朗読の対象として取り上げられるようになり、必ずや一般の人々に再認知され、時空を超えて現代に甦るものと確信しています。

もちろん、電子文藝館に掲載されている作品の中には、朗読CDが発売され、予定されているものもあるかもしれませんが、それと競合するような朗読の許諾はしたくないというご判断もあるかもしれません。あるいは、webでの掲載以上に作品を扱ってほしくないという作家の方々もおられるかもしれません。そのような作品をもすべて朗読に開放してくださいということではもちろんありません。電子文藝館に出展しておられる著作権者の方々に、非営利・無償を前提とした朗読のネット配信（公衆送信）に対して許諾してもいいという作品を選んでいただき、電子文藝館のサイト上で、許諾する旨を宣言していただけないものか、というお願いなのです。

朗読愛好家を、忘れられかけている作品を時空を超えて甦らせ、「読んで楽しむ」だけでなく「聴いて楽しむ」国民の共有の文化資産として定着させるための協働作業の同志としてお考えいただき、ご検討を切にお願いする次第です。

著作権者の皆様への要望事項

朗読愛好家を、皆様の作品を後世に残すための応援団とご理解ください。非営利・無償を前提とした朗読のネット配信の促進のための環境整備に向けた文藝家団体の取り組みに、ご理解とご協力をお願いします。

出版時において「クリエイティブコモンズ」(非営利目的への条件付許諾)による朗読のネット配信(公衆送信。非営利・無償のものに限る)への許諾記載をお願いします。

著作権の延長問題は、作品を長く世間に流通させる制度構築の点とパッケージで議論することが重要と考えます。

<説明>

小説家、随筆家、詩人、ノンフィクション作家など、著作権者の皆様は、日本の文藝文化の担い手であり、貴重な文化資産を創出される方々です。その執筆活動に対しては、深く敬意を表したいと思えます。

執筆される作品群は、いずれも心血を注いで完成させたもので、著作者の方々の人格の分身ともいえるものだろうと理解しております。

その上でのお願いなのですが、最近の「声に出し、耳で読んで親しむ読書」をいっそう盛んなものにするとともに、皆様の作品を後世に残すお手伝いをさせていただくために、著作権の処理のための環境整備にご理解とご協力をいただけないものでしょうか。

著作者の皆様が、作品を執筆する際には、自分の分身のようなその作品を後世に長く残したいと潜在的には強く考えておられるのではないかと想像します。そして、それによって子孫に何がしかの資産を残せるのであれば、という願いもあることと思えます。

それはよく理解できますし、莫大なエネルギーを注いで創出された大事な文化資産ですから、その利益を還元させ、次の創作活動を生み出していくようにするためにも、その著作権については、資産の消費者側としても最大限尊重することが求められていると考えております。最近の公共図書館のサービス拡大、新古本の流通などに対して、著作権の趣旨からみて憂慮をされていることについても、理解できると思います。

ただ、一方で、「作品を後世に残す」という観点から見たとき、現状は必ず

しもそのような環境にはなっていないのではないかと考えております。

これまで、文藝作品は、まず書籍や新聞という活字媒体の形で世に出て、それが、作品解説、アンソロジーのようなやはり活字での流通があり、あるいは映画やテレビドラマ、演劇のような形での二次利用、さらには教科書への収録などによって、徐々に世の中に流通し、人々の間で名著として定着していくという流れかと思えます。しかし、そのような活発な流通がなされる作品は、生み出される作品群全体からみればごくわずかで、一部の固定ファン、研究者は別とすれば、残念ながら、一般の人々からは忘れ去られてしまうものがほとんどではないかと思えます。これまでのような、出版社、新聞社、放送局のような営利企業による活字、放送などの媒体を通じた方法しか世の中に知らしめる手段がなかった時代であれば、それもやむをえないところだったかもしれせん。利益が上がり、コストが回収できない限りは、流通させようがないということは、当然のことではあります。

しかしながら、幸いなことに、インターネット技術の飛躍的進歩により、文藝作品を人々に知らしめ、世間での流通を活発化させる手法が多様なものになりつつあります。

その中のひとつが、朗読のインターネット配信なのです。朗読などの音声ファイルが誰にでも比較的簡単に作れるようになり、音声ブログサービスの出現により、昨年半ば頃から、急速に朗読ブログが増えつつあります。これまでの福祉向けの朗読ボランティアの方々だけでなく、市井の一個人である老若男女の人々が、自己表現の一環として活発に朗読を発信しつつあります。

現時点では、このような形での著作物の利用についての著作権の許諾システムが整備されていないため、どうしても、著作権が切れた近代文学や古典などの作品が中心になっています（『青空文庫』がそのような作品を収録し、朗読愛好家にも歓迎されています。）。しかし、朗読愛好家の間では、そのような作品だけでなく、現代作家の作品を朗読したいという潜在的欲求が強くあります。

そこで、その橋渡しとなる仕組みが整備されれば、著作者の方々が生み出した作品群は、朗読のネット配信という新たな流通ルートを得て、世間での認知度や関心も高まり、後世に残る可能性はるかに高まるものと思うのです。

何といても、我が国では、口承文学の伝統が、伏流水として脈々といきづいています。文学といわずとも、昔話などは、親や祖父母から耳から聴いて親しんだものでした。現在のような活字媒体に偏重したあり方は、やはり不自然であり、音声媒体によって耳でも聴くことによって、その作品がより生き生きと受けとめられるようになると思います。また、音楽作品が、指揮者やオーケストラによって、かなり違った印象になるように、文藝作品も、朗読者によっ

て表現が異なりますので、多彩な輝きを放つようになるのではないのでしょうか。

そのような、著作権者と朗読愛好家との橋渡しとなるような仕組みづくりについて、日本文藝家協会や日本ペンクラブにも、別項に書いたようなお願いをしているところです。個人の朗読愛好家による非営利・無償を前提としたネット配信について、

- ・ 簡易な許諾手続きの整備（文藝家協会）
- ・ 無償で朗読・発信ができる作品プールの構築（文藝家協会、ペンクラブ）

などが主な内容です。そちらをご参照いただければ幸いです。著作権者の皆様にとっても大きなメリットがあるものと思います。

個人の朗読愛好家の人々は、利益を求めわけではありませんし、その作品や作家が好きだからこそ、思い入れがあるからこそ朗読しようとするのです。悪評を振りまくために朗読するというケースはまず考えにくいでしょう。そう考えれば、多数の朗読愛好家の人々を、作家・作品にとっての強力な応援団、宣伝隊として活用できるという受け止め方をしていただけるのではないのでしょうか。

もちろん、作品によっていろいろなご判断もあると思います。オーディオブックや朗読CDの販売の見込みがあるような場合には、出版社との関係で、いかに非営利・無償とはいえ（むしろ、だからこそ）安易に朗読のネット配信を認める状況にないという場合もあることでしょう。そういうものはもちろん除くとして、それ以外で、発表から月日がたったものの人々に忘れられないようにしたいというような作品を、朗読愛好家に対して開放していただきたいのです。きっと、朗読愛好家の手によって新たな息吹が吹き込まれ、新鮮さを持って甦るものと信じるものです。

また、作品によっては、出版、発表段階から朗読向けであれば、包括的に許諾してもいいとご判断いただけるものもあるのではないかと思います。オーディオブックや朗読CDになる可能性があるものは少ないでしょうし（特にノンフィクション作品）、仮に可能性があったとしても、プロの朗読はまた別格でしょう。市井の朗読愛好家の人々が多数読んでいる近代文学や古典などについても、俳優や声優などのプロによる朗読CDが販売されています。ですから、非営利・無償で市井の朗読愛好家が朗読・発信するのであれば、出版当初から開放してもいいとお考えいただけるものもきっと多いと思うのです。

そのような作品を念頭に、最近注目されつつある「クリエイティブコモンズ」の考え方に沿って、出版時に著作権設定していただくことをお考えいただけな

いでしょうか。これは、「知的財産権によるコントロールを意図的に制限し残りの部分を『コモンズ(共有地)』に置くことによって様々な創造的活動を支援する」という考え方で、これまでは、主に音楽や映像、デザインなどの分野での二次利用を念頭においたものだったようです。しかし最近では、書籍でも奥付に許諾条件を併記する例も出てきました。たとえば、「レイアウトや画像を含む誌面そのものについては「無断複製・転載禁止」の通常の著作権を設定する一方、文章による記載内容については、非商用なら無断で複製、転載、改編が可能な著作物の使用条件を設定、ウェブ上にも公開する」というものです。条件付許諾の意味である **CC** マークが付されています。

上記のような朗読愛好家に出版当初から開放していただけるものであれば、奥付に、「無断複製・転載禁止。ただし、出所・著者名の明示及び非営利・無償との条件の下に、朗読の公衆送信を認める。」との記載をしていただければ、朗読愛好家にとって朗報になるだけでなく、文藝文化のいっそうの活性化に向けた、小さいながら歴史的な第一歩、転換点になるものと確信いたします。

なお、著作権の延長問題については、さまざまな議論が活発に交わされています。著作権者の皆様のなかには、延長を支持するご意見もあると思います。ただ、現在の環境を前提とした安易な延長は、かえって著作権者の皆様の利益を損なう側面もあるということに、ご留意いただきたいのです。

現状では、上記に述べたように、許諾システムが出版社や放送局など大手営利企業や有償興行への許諾を前提としたものになっており、活字媒体を主に念頭においたものになっています。世の中の関心が薄くなり事業として成立しなければ世の中から消えていくこととなります。しかし、著作権による「死後 50 年間」という、他の知的財産権(特許権、意匠権など)と比べてもきわめて長期にわたる保護期間、裏返せば排他的期間があるがために、作品によっては、実に 1 世紀を超える排他的期間となり、よほどの名著でない限り、忘却の彼方へ押しやられてしまっているのが現状です。個人が営利を考えずに流通させたいと思ってもできない仕組みになってしまっています。漠然と、「著作権がある = 朗読することが禁止されている」という固定観念ができてしまっている印象さえあります。

このような構造には何ら手をつけないまま、「死後 70 年間」に延長するとすれば、ごく一部の作品を除けば、ますます忘却されていく、存在したことさえ忘れられていくことになりかねないのではないのでしょうか。

そうしないためにも、まずは、現状の問題点を解決するために、

- ・個人の朗読愛好家が(すなわち非営利主体が)、音声媒体である朗読のネット配信という形で、作品の流通に積極的に関わっていける仕組みの構築、

- ・ 作品によっては排他的権利の一部を解除し、活字のウェブ上での掲載（限定的複製。『青空文庫』や日本ペンクラブの『電子文藝館』のような形）、朗読の形でのネット配信（公衆送信）を許諾するなど、作品への世間の認知・関心を維持させるための環境整備

などが、まずは早急に取り組みられるべき喫緊の課題だと思います。著作権の70年間への延長問題は、そのような課題の解決とパッケージで議論されない限り、著作権者の皆様にとっても実りあるものにならないと考えます。

縷々述べてまいりましたが、どうか朗読愛好家の人々を、著作権者の皆様の作品を後世に残すお手伝いをさせていただき応援団だにご理解いただき、積極的かつ建設的なご検討を切にお願いする次第です。

朗読関係団体への要望事項

著作権者や文藝家団体に対して、非営利・無償を前提とした朗読のネット配信（公衆送信）について、有償の許諾システムの整備、無償で朗読できる作品プールリストの作成、出版の際の条件付使用許諾の記載などにつき、働きかけをお願いいたします。

朗読関係団体としての独自の立場から（「web 上での作品そのものの閲覧」は必須ではない）、著作権法改正の議論を待つことなく、現行法の枠内でできる朗読環境向上策の実現に向け、働きかけをお願いいたします。

< 説明 >

『声に出して読みたい日本語』などの書籍や多彩な朗読 CD の発行などをきっかけにして、美しく深みのある日本語作品を朗読し、そして聴く楽しさに目覚める人々が増えています。また、インターネットによる音声ブログの出現などによって、誰でもが簡単に自分の声を発信できるようになりました。これまでの福祉関係のボランティアだけでなく、市井の一個人が自己表現のひとつとして、朗読に取り組み、ブログやホームページで発信できるようになっています。

個人の朗読ブログなどは、今から 1 年前（2006 年半ば）には、ごくわずかしかなかったのですが、わずか 1 年の間に、続々と立ち上がっています。これから 2 年、3 年のうちに、さらに大きく増えていくであろうことは、想像に難くありません。

こういった中、朗読愛好家の皆さんが、「日本語の宝石」であるさまざまな素晴らしい作品を、声に出して読み、発信できる環境をもっと整備していく必要があると思われます。問題の所在は、著作権者の方々や文藝家団体あての要望事項として書かせていただいたとおりです。それらの方々も、いずれ建設的な対応をしていただけるものと期待していますが、そこに至る道筋をつけ、それをたしかなものしていくために、やはりこれまで道を切り拓いてこられた朗読関係団体の皆様のお力をお借りしたいのです。

これまで、たとえば（社）日本フィランソロピー協会による『声の花束』などは、数多くの朗読ボランティアを育成・組織し、そのサイトで素晴らしい朗読を発信しておられます。こういう場を作ることによって、朗読をやってみ

たいというボランティアの皆さんの潜在的希望をどれだけ実現し、それを聴く人々に近代文学作品をいかに身近に感じさせるようにしたことでしょう。文藝文化の裾野を広げる上でなされておられるその貢献には、極めて大きなものがあります。

あるいは、瀬戸内寂聴先生が名誉会長である「NPO 日本朗読文化協会」は、銀座博品館での朗読公演で知られますが、非営利活動として、「全国朗読大会」（仮称「朗読甲子園」）の主催、全国の朗読家ネットワークづくり、朗読指導者の育成と朗読教室の開催、朗読ボランティア活動の全国的組織化などに取り組み、それらの活動と併せて、「音声(朗読)ライブラリーの創設」も事業活動の柱にすえておられます。

また、全国朗読ボランティア全国ネットワーク「お話 Pod」は、「ベストセラーから古典、詩歌、絵本まで、朗読を盛んにすることは、日本の文化を元気にすることだ。」との考えの下、朗読愛好家の皆さんに朗読発信の場を提供するポータルサイト的な役割を果たしておられます。そして、著作権者との間の使用許諾交渉の代行サービスを行うなど、著作権者と朗読愛好家との橋渡しの役割を担おうとされています。

もちろん、このような朗読愛好家の皆さんによる朗読のベースとなる著作権切れの作品群を収集し、ネットで公開している「青空文庫」の果たしておられる功績は言うまでもありません。

このような朗読関係団体のこれまでのご尽力により、世代を問わず、朗読文化は着実に根付いてきており、それによってこれまでにない文藝文化に親しむパターンが拓かれつつあるように感じます。

そこでお願いは、著作権者や文藝家団体に対して、非営利・無償を前提とした朗読のネット配信（公衆送信）についての包括的な許諾交渉を行っていただけないか、ということなのです。

朗読愛好家の皆さんは、青空文庫などに収録された著作権が切れた作品群の中から選んで朗読し発信するのが一般的姿だろうと推測されます。お話 Pod がやっておられる仲介サービスは、個別に申し出を受けてそれを著作権者側につなぐというもののようですが、朗読関係団体にとっての目標と思われる近代作品、古典作品にとどまらず現代作品をも包含した「朗読ライブラリー」を構築していくためには、やはり、朗読愛好家の方々が、自由に、あるいは低廉な使用料で朗読ができる作品プールを作っていく必要があります。

そのためには、著作権者側、文藝家団体側の理解と協力が必須です。これまでは、一般個人による非営利の朗読のネット配信という方法は想定できなかったがために、それに応じた著作権許諾システムが整備されていないのが現状で

す。日本ペンクラブのように、インターネット時代における公共文化資産としての作品群の提供という新たな試みとして、web 上でのそれらの提供を行う『電子文藝館』を立ち上げ、すでに 5 年以上が経過していますが、その作品群の非営利による朗読発信という形までは、考えが至ってないように感じます。しかし、その趣旨は、「公共の文化資産」として提供するということから、印刷・出版や演劇の興行のような営利・有償事業における利用は別として、非営利・無償による朗読（音訳）への開放は、拒む理由は考えにくいところです。片や活字媒体、片や音声媒体で、車の両輪、二人三脚で作品をネット視聴することができるような環境になれば、日本の文藝文化はどんなにか多彩で、身近なものになることでしょう。

また、電子文藝館や青空文庫のような、web 上での活字媒体での提供まではできないものの、朗読という形での音声媒体での全部又は一部の使用であれば許諾可能という作品もいろいろあるのではないかと思います。そのような作品群をリスト化して、朗読愛好家の皆さんに提供していくことができれば、朗読対象の大幅拡大、朗読のネット配信による作品や作家への関心の喚起、作品を収録した書籍の販売増という形で、誰もがメリットを受けるようなサイクルが形成されていくものと思われま

具体的には、すでに、著作権者の方々、文藝家団体あての要望で述べたとおり、非営利・無償の朗読のネット配信について、

- ・ 簡易な許諾手続きの整備（文藝家協会）
- ・ 無償で朗読・発信ができる作品プールの構築（文藝家協会、ペンクラブ）
- ・ 著作の出版に際してのクリエイティブコモンズのような条件付使用許諾の奥付での記載（著作権者）
- ・ 朗読への開放可能な作品についての、著作権者ホームページ等における包括的に許諾する旨の表示（著作権者）

などの環境整備に対して、理解と協力を得るべく、著作権者の方々、文藝家団体に対する働きかけをお願いできないものでしょうか。

朗読愛好家の一個人が要望するよりは、実績を積み重ねておられる朗読関係団体から要望していただくほうが、はるかに重みも効果もあると思います。

現在、著作権の保護期間を「死後 70 年」への延長を行うことの是非について、文化審議会をはじめさまざまな場で議論が行われています。著作者の創作意欲の向上と、作品の流通・二次利用拡大による文化振興というそれぞれの立場からの主張があるわけですが、懸念されるのは、すべての著作物を一括した形での議論となっているため、想定される事態にはさまざまなものが多数あり、

容易に折り合いがつかないのではないかという点です。音楽と小説（活字媒体）とでは当然使われ方が異なります。活字媒体の利用といっても、出版という形態と、web 上での閲覧という形態とではインパクトが異なります。また、二次利用といっても、翻案・脚色、演劇化・ドラマ化などの利用形態と、朗読（音訳）という形での利用形態とでは、意味合いが相当異なります。通常、前者の場合は営利又は有償の利用となるのが一般的でしょうが、後者は、（朗読 CD やオーディオブックの販売や有償朗読会は別として）非営利・無償での利用のニーズが大部分を占めるものと考えられます。

そのような具体的利用形態が異なるものをすべて一括して、解を求めようとすると、その調整は、複雑に絡み合った系をほぐすようなもので、相当の時間が必要となることでしょう。著作物の流通をしやすくするための方策としてしばしば提唱される「一括の許諾システム」や「報酬請求権化」（許諾を得なくても使用料を払えば利用できるというもの）にしても、すべての著作物共通のものとして制度設計をしようとする、そう簡単ではないことは、構想としては今までもいわれながら、これまで具体化に至らなかったことから想像できます。

そういった中で、「文藝作品の朗読」という形の著作物の利用については、使用許諾のハードルは、もっとも低いもののひとつでないかと思われます。翻案、脚色、演劇化・ドラマ化となると、著作者のイメージと大きく異なるような、同一性保持の観点から問題となりうるような利用をされる不安は払拭できないでしょう。web 上で閲覧できるようにする利用であれば、出版という形での利用と競合しますから、なかなか簡単には踏み切れないという面もあると思われます。その点、朗読の場合は、出版や web 上の閲覧などの活字媒体と競合するというよりは、相互補完、相乗効果が期待できて、著作権者にとっても、作品の広報宣伝効果が期待できるどころです。

そのように比較的ハードルの低い非営利・無償による朗読のネット配信に対する許諾の仕組みについて、働きかけをし実現することができれば、著作権法改正にをめぐる議論にも一石を投じることができると思います。「報酬請求権化」「一括許諾システム」といった総論的議論の決着を待つのではなく、現行の著作権法の枠内でできることを着実に実現していきたいところです。

同じ非営利・無償の著作権の部分的利用として、片や青空文庫が、「web の活字の閲覧」をまずは追求するのに対して（もちろん最終的にはあらゆる形態での自由利用が目標でしょうが）、片や朗読関係団体は、「音声媒体による web を通じた伝達」を追求していくということかと思えます。相互に重なる部分は

ありますが、同じではありません。朗読愛好者にとっては、web 上の閲覧は必ずしも必要はありません。市販されている本を朗読して、皆に聴いてもらいたいというのが願いなのです。

そういう意味で、朗読関係団体は、青空文庫とはまた違った独自の訴えかけの余地があり、期待もあるのではないかと考える次第です。

実績を積み重ねておられる朗読関係団体から、非営利・無償による朗読のネット配信について、著作権者側のメリットも含めその意義を訴えていただき、有償の許諾システムの整備、無償で朗読できる作品プールリストの作成、条件付使用許諾の記載など、朗読を通じた文藝振興に向け、格段のご理解とご協力をどうかお願いいたします。

なお、まことに厚かましいお願いとは重々承知の上ですが、NPO 日本朗読文化協会におかれましては、名誉会長の瀬戸内寂聴先生に、上記についてご協力をいただけないか、ご相談をお願いできないものでしょうか。

先般、朗読愛好者向けに『声にして楽しむ源氏物語』という、瀬戸内先生の訳による本が出版されました。朗読に当たっての留意点も詳しく書かれており、これからもこういった朗読愛好家向けの作品テキストが出版されることを期待しております。

その場合、もし、クリエイティブコモンズによる、非営利・無償による朗読のネット配信に対して許諾する旨の条件付の著作権の記載があれば、どんなにか、朗読愛好家の皆さんが喜ぶことでしょうか。著作権の世界で、それは小さいながらも歴史的一歩となることでしょう。

また、瀬戸内先生には、作品の朗読 CD が多数市販されていることはもちろん承知しておりますが、多数ある著作の中から、朗読のネット配信向けに開放してもいいという作品を、二つでも三つでも結構ですから、ホームページや文藝家協会を通じてお示しいただけないものでしょうか。きっと多数の朗読愛好家の方々が、それらの作品の素晴らしい朗読を世界中に発信することでしょう。

そして、瀬戸内先生がそのような試みをされれば、きっと他の作家の皆様のご理解も進み、動きが波及していくものと確信する次第です。

出版社への要望事項

クリエイティブコモンズによる条件付で使用許諾する旨の奥付への記載などのご検討をお願いします。

作家と朗読ネット配信希望者との間の仲介サービスをビジネス化できないかご検討をお願いします。

<説明>

非営利・無償による朗読のネット配信のための環境整備に向けての、各方面への要請事項は上記に書いたとおりですが、出版社は、文藝関係者と日常的な接触があると思いますので、是非、いろいろな局面でご協力をお願いしたいところです。

朗読愛好家から使用許諾要請があった場合の著作者への取次ぎから始まり、クリエイティブコモンズによる条件付で使用許諾する旨の奥付への記載などが当面考えられますが、この際、作家と朗読希望者との間の仲介サービスをビジネス化できないのでしょうか。

具体的には、仲介サービス事業者が、作家などと相談の上、朗読可能作品をプールしておいて、朗読のネット配信希望者が一定の金額を払えば、それらの作品を、たとえば3年間、自由に朗読しネット配信できるというものです。

ヒントになるのは、新潮社が行っている「SS - web」の事業です。あれは、プロが読んだ朗読作品（多くは新潮CDブックなどで販売）や落語、講演など、数百件を、月に1890円で自由にネットで聴くことができるというものです。CDの売れ行きが良い作品（たとえば、向田邦子、永井荷風、藤沢周平など）はリストには入れていません。CDとしてはなかなか販売数が限られるものを中心に、ネットで聴けるようにしています。

上記で提案した仲介サービスは、それとは逆で、朗読希望者が年間に例えば2～3千円を払えば、3年間は自分の音声ブログやホームページから自由に（リスト化された作品の全部又は一定数の作品を）配信できるというもので、サービス内容は、朗読を「聴く」と「行う」の差にあります。朗読可能な作品は、SS - Web がCD販売への影響なども考慮して選んでいるように、発表・発売からかなりの歳月が経過したものとか、発行部数が多くないものなど、世

の中の関心が相対的に低くなっている作品であれば、朗読 CD の販売可能性もないでしょうし、朗読愛好家による朗読発信によって、改めて関心と呼ぶことも考えられると思われまます。朗読を聴いて気に入ると本を読みたくなるのは、朗読関係者の経験則から言えることです。

朗読のネット配信によって広告宣伝効果が期待できるわけで、使用料、広告宣伝効果、書籍販売増といった、有形無形の収益が、著作権者と出版社に期待できるのではないのでしょうか。さらに、場合によっては、市販しても売り上げが期待できるような優れた朗読があれば、それを有料 CD にまとめて、販売することもありえるのではないのでしょうか(株横浜録音図書や、株音訳サービス・J(デジ図書館))は、そのような個人朗読の販売事業を行っています。)

もちろん、朗読愛好家とすると、まったくコストをかけずに朗読できるに越したことはなく、著作権者の皆様や文藝家団体には、自由に朗読できる作品プールを是非作っていただきたいと考えています。ただ、朗読を自己表現の一環として行っている人々も少なくなく、選択肢はできる限り多いほうがいいのです。現代作家の作品も読んでみたいという希望は強くあります。そういう場合の著作権使用許諾の橋渡しのひとつのパターンとして、こういったサービスが提供されていれば、きっと利用する皆さんもかなりいるのではないだろうか、と想像します。

現在、日本文藝家協会の著作権管理部が、委託を受けて著作権管理を行っているとのことですが、そことの連携の下、ご検討いただければ幸いです。

プロバイダー・レンタルサーバー事業者への要望事項

朗読のネット配信の活性化を通じた文藝文化振興のために、音声ブログやレンタルサーバーについて、以下のご検討をお願いします。

操作の一層の容易化、説明用語の簡易化

容量の増大

仲間内や特定少数向けの配信を念頭においたアクセス制限機能の付加

< 説明 >

この 1 年ほど、朗読を含む音声を中心に発信できる音声ブログサービスが出現し、朗読を人々に聴いてもらいたいと考えていた人々にとっては、大変歓迎すべきことでした。しかも、無料となっていることもあり、朗読ブログの数は大きく増えてきています。また、音声ファイルである MP3 ファイルをアップできる無料レンタルサーバーも増えてきています。

これらが、声に出して読む、耳から聴く読書である朗読の愛好者にとって、どれだけありがたいことだったでしょう。今後、朗読のインターネット配信を通じた文藝活性化の面で多大な役割を果たし、その伝達手段として大きな比重を占めることになるでしょう。

そのような点は十分理解の上で、朗読のネット配信の活性化のために、いくつかのお願いをさせていただきたいと思えます。ポイントは次の点です。

操作の一層の容易化、説明用語の簡易化

容量の増大

仲間内や特定少数向けの配信を念頭においたアクセス制限機能の付加

第一：操作の容易化、説明用語の簡易化

朗読愛好家は、老若男女、世代を問わず存在しています。若い世代の人々は、インターネットに日頃から親しんでいますから、容易に音声ブログやホームページ作成もできることでしょう。しかし、中高年齢層はさすがに、そのような操作には苦手意識があり、なかなか取り組めずにいる方々も少なくないと思われまます。

Voice-Bank、SeeSaa、Yahoo! ジオシティーズなどの音声ブログは、多くの方が使っていますが、最初はやはり皆、四苦八苦、悪戦苦闘しながらも、「何と

か自分の朗読を発信したい！」という切実な願いを支えにして、やっとのことで、ブログを作ることができたという状況かと想像します。

客観的にみて、ひと昔前にホームページを作ると考えれば、上記の音声ブログサービスの操作は、飛躍的に簡易なものになっていると認識はしていません。電話で声をアップできるサービスなどは事業者側のサービス向上意欲の賜物だと思います。ただ、ブログ開設から運営にいたるまでの説明自体が、横文字、特殊用語が多く、良質の朗読発信者であるシニア世代などにとってはもちろん、一般人にとっても、何を意味しているのかすぐには解しかねる文章が多々みられます。特殊用語には、日本語でわかりやすい解説をつけていただきたいところです。たとえば、「リッチテキストエディター：ワープロソフトと同じように、字の大きさや色、その他の編集ができます」、あるいは、「ページ認証：仲間内だけで楽しみたいときに、認証画面によって仲間以外からのアクセスを制限できます」といったように、ヘルプにすべてゆだねるのではなく、設定画面で丁寧に注釈をつけていただくだけで、抵抗感は相当程度緩和されると思います。レンタルサーバーなどでは、無料であれば仕方ないのかもしれませんが、もろもろの専門用語や操作を知っていて当たり前という前提でサービスが提供されていますので、ハードルはより高くなります。「.htaccess」と当然のように注釈なしで書かれていても、一般人にはなんのことかまったくわかりません。

第二は、容量の増大です。無料でサービスを提供し、コストは広告料から回収するというビジネスモデルですから、ある程度は仕方ないのかもしれませんが、しかし、文学作品や小説を多数朗読し、ライブラリー化しようとする、さすがに、音声ブログで一般的な100M程度では追いつかないところです(もちろん、音質をどのくらいに設定するかによっても大きく違ってきますが、それでもそこそこの音質で配信しようとする、と不足します)。アクセスが多いブログであれば、無料で増量していただくことも可能かもしれませんが、朗読というのは比較的地味なジャンルで、相対的にみれば、人気ブログのように多くのアクセスは期待しにくいところです。

しかし、朗読文化を活性化し、文藝文化の裾野を広げていく上で、朗読愛好者の皆さんが優れた朗読ライブラリーを作っていく、それを皆がいつでも楽しめる、という環境を作ることが重要になっています。そのためには、十分な容量の確保は必須です。有料サービスの選択肢も作っていただき、容量の増量が必要であればできるようなサービス環境の提供をお願いいたします。

また、無料レンタルサーバー事業者の方に、その性格上多くを期待するのはできないのかもしれませんが、有料でのサービス提供事業者の中には、わかりやすく、容量もギガレベルでの容量を低廉な料金で提供しているところもあり

ます。そのような有料レンタルサーバー事業者と音声ブログサービスとがドッキングしたようなサービスが提供されれば、きっと朗読愛好家の人々は利用するものと思います。

第三は、音声ブログサービスにおけるアクセス制限機能の付加です。これは、著作権法でも認められている、仲間内や特定少数向けの配信を念頭においた要望です。著作権法の上では、公衆向け一般に誰でも聴けるような配信は認められませんが（公衆送信権の侵害）、公衆向けではない特定少数向け、あるいはサークルなどの仲間内向けに対するネット配信は、認められる行為です。著作権切れの作品だけでなく、著作権がある現代作家の作品の朗読を少数の仲間だけで楽しむというのは、特に問題とされるようなことはありません。

しかし、そういうことを音声ブログやホームページで行おうとすると、認められる者についてのアクセス認証（他人からのアクセスの制限）の機能が必須となります。

現在、音声ブログや無料レンタルサーバーのサービスは、広告料でコストを回収するというビジネスモデルであるため、一部の少数の者しかアクセスできないようなサイトを作られたのでは、広告効果が期待できないため原則禁止とせざるを得ないという事情はわかります。同様の考え方から、どのページにもリンクがなく他から容易にアクセスできないようなページを置く（＝貸しスペースを倉庫的に使う）というような使い方も厳禁しているのが一般的です。

しかし、中には、SeeSaa という音声ブログ事業者のように、「ページ認証」という形で、一組の ID とパスワードにより、アクセス認証（制限）のサービスを提供しているところもあります。Voice-Bank も将来的にそのようなサービスも検討中とされています。

仲間内や特定少数向けの朗読のネット配信が、著作権法認められるとしても、そのアクセス管理は、相当慎重なものにする必要があります。そういう意味で、やはり、アクセスが認められる者に対して、それぞれ一組の ID とパスワードを発行することが望ましいところです。有料レンタルサーバー事業者の中には、そのようなサービスが簡易な形でなされている例もあります。

つきましては、音声ブログ事業者におかれましては、広告効果に影響を与えないような表示の仕方を工夫していただき、アクセス認証（制限）機能の提供を一般サービスとして行っていただけないでしょうか。そして、アクセス者ごとの ID とパスワードによる認証ができるような仕組みの提供を、場合によっては有料でも結構ですので、お願いいたします。

上記の第二に述べた容量増大とともに、有料であっても利用したいとのニーズは潜在的に大きいと思われます。海賊版の流通に悪用される懸念は想像でき

ないわけではありませんが、朗読の場合はもちろん合法的なものです。

最近、オーディオブックがさかんになってきていることからわかるように、朗読愛好家の層は年々広がっていくものと想像されます。一般の個人放送局のように、以前の「放送」分はカットしていくというパターンとは異なり、「朗読ライブラリー」として逐次、ファイルを蓄積させていくというパターンだものですから、上記のニーズに合ったサービスの提供が待たれるところです。どうか、ご検討方よろしくお願いたします。

朗読愛好家の皆様への要望事項

音声ブログの登場によって、朗読のネット配信は簡単にできるようになっています。関心のある方は、是非、積極的な朗読発信をお願いします。

コメントがゼロが続いたとしても、くじけることなく、ブログ登録数、アクセス数によって、物言わぬ聴き手の期待を感じてください。

ブログやHPにアップすれば、アーカイブ化を通じてきっと広く聴かれるようになる時が来ます。「日本全体の大朗読アーカイブズの構築作業の一端を担っているのだ！」という意識を持って朗読発信を続けてくださるようお願いします。

< 説明 >

朗読の世界では、これまで中心だった福祉ボランティアの皆さんに留まらず、自己表現の一環として朗読をし、それを発信したいと考える皆さんも目立って増えつつあり、「朗読愛好家」の裾野は確実に広がりつつあります。

インターネット技術の飛躍的進歩により、簡易に朗読を含む音声を送信できるボイスブログが登場して、まだ2年も経っていませんが、それを利用して朗読を送信するサイトが続々と生まれています。

朗読を聴く愛好家においても、無料で素晴らしい朗読作品を聴くことができる機会が増え、隠れた名作や優れた小品を発見し、思わず惹き込まれることもしばしばです。文藝文化は、朗読のネット配信によってさらに活性化されようとしています。

朗読のネット配信を始められた方の多くは、もともと大好きな本を、思い切り朗読してみたい！ 誰かに聴いてもらいたい！ という気持ちが根っこにあったものと思います。朗読サークルに入っておられる方は、先生や仲間とともに楽しみながら読み、時々朗読会を開いて臨場感のある朗読を味わうということもやってこられたことでしょう。ただ、他方で、朗読が好きであっても、朗読サークルや教室に入っていない方も多く、それらが近場にあるわけでもなし、何か敷居が高そうだし、入るのも人間関係がいろいろあるだろうし・・・諸々あって何となくそういう気になれない・・・と漠然と思っている方も少なくないのではないのでしょうか。

音声ブログの登場は、朗読サークルに入っている方もいない方も含めて、ご自分の朗読を広く多くの人々に聴いてもらえる手段として、熱い視線を持って迎えられたと想像します。

もちろん、「簡便な音声ブログ」といっても、録音はどうやってするのか？ アップするのにはどうするのか？ mp3 と wave って何？ 人によっては、パソコンってそもそもどうやって操作するのか？ という初歩的なところから取り組み、四苦八苦しなながら、やっとブログや HP の公開にこぎつけたというのが多くのケースだったことでしょう。そういう面倒な作業は、他のことであれば、投げ出してしまうかもしれません。しかし、そうはならなかったのは、きっと、「この朗読のネット配信は、自分の生き甲斐にすることができるかもしれない・・・」という気持ちが潜在的にあったからではないでしょうか。自己表現欲というのは多かれ少なかれ誰にでもありますし、自分の家において、自分のペースで、自分の流儀で表現を発信できる、しかも自分の大好きな作品を選んで発信できる・・・これは、朗読好きならきっと気持ちが揺さぶられることでしょう。

実際、今、公開されている朗読ブログや HP を拝見すると、朗読対象の作品の選択にもその方のこだわりが強く感じられますし、同じ文学者のものであっても、その中から選択する作品の傾向は他の方とはまた異なり、全体としてその方の関心・趣味の傾向がにじみ出たものになっています。ブログのデザインも、シックなものから、にぎやかなものまで、和風・洋風・メルヘン風・・・などなど、声の雰囲気と合せて、まさに自己表現のかたまりのような世界になっています。

こういった朗読発信の世界が生まれたことは、これまでのプロによるカセット・CD がほとんどだった朗読の流通の世界に大きなインパクトをもたらしつつあります。朗読発信の手段が整いつつありますから、あとは以前から述べているように、著作権との関係での環境を整備して、少しでも朗読のネット発信の対象とできる作品の選択肢を広げることにより、ネット配信という手段を得て朗読をひとつの生き甲斐にされつつ皆さんの自己表現の願いも、より一層かなえられるようになることでしょう。また、聴き手側からすると、多彩な朗読作品が味わえる百花繚乱の世界が期待でき、文藝文化の楽しみ方をより深いものにすることができると思います。

さて、そうやって、朗読愛好家の皆さんが、自己表現の絶好の手段だと考えて、苦労して朗読ブログを立ち上げることができた時は、喜びもひとしおだったことでしょう。そして、いよいよ、好きな作品を朗読して発信を始める・・・。

・・・とここまではいいのかもしれませんが、インターネットを通じて、間違いなく世界に自分の朗読が発信されていることはわかる・・・しかし、何の反応もなく、本当に発信できているのか実感が持てない、という壁というか不満というか、そういうものにぶつかるケースも少なくないのではないのでしょうか？

リスナー数もなかなか増えない、コメント欄は、来る日も来る日も「0」「0」「0」・・・こんなに一生懸命発信しているのに、手ごたえがほとんど感じられなくて、ああ空しい・・・と感じたり・・・。いろいろな朗読ブログを拝見していると、「どんなコメントでもいいからお寄せください」という記述をしばしば見かけます。それもそんな気持ちの現れだろうと思います。

人間、一人でいて孤独を感じるかもしれないが、誰かと接していながら無視されるというほうがよほど孤独感が募るものだといわれます。自分の朗読を世界に広く発信という行動をとっていながら無視されている・・・という気持ちがもたげてくることもあるかもしれません。

でも、そこでくじけないでいただきたいのです。反応がないのは、単に、ブログやHPの存在が十分知られていないだけなのです。そして、存在が知られたとしても、シャイなリスナーが圧倒的多数だからなのです。良質の朗読ブログやHPには、必ずリスナーがつかめます。リスナー数やアクセス数が何よりの証左です。気に入らなければアクセスしないだけのことですから、リスナー数が増え、アクセス数が増えているということは、認知度も上がり、リスナーに気に入ってもらっていることの証しなのです。

良質な朗読ブログには、必ず良質なリスナーが登録し、サイレントマジョリティーとして、日々、皆さんの朗読に聴き入っていることでしょう。

ただ、せっかく立ち上げた朗読ブログですから、存在が認識されないと意味がありません。立ち上げたら是非、Yahoo!その他の検索サイトに必ず登録されるとともに、「お話Pod」のような、朗読作品を常時受け付けて、リンク集を充実させているようなサイトへの登録をお願いしたいと思います。

teabreaktが立ち上げた『朗読アーカイブズ』シリーズは、ブログの存在の紹介だけでなく、朗読愛好家の皆さんが発信する個別の朗読作品に、リスナーの方がより一層アクセスしやすくし、親しんでいただく方法のひとつとして作ったものです。こういう形にすると、有名作品の聴き比べも簡単にできますし、意外な作家の意外な作品を見つけることができ、作家や文藝作品をより身近なものに感じるすることができます。

こういった形での「アーカイブ」がそこかしこに整備されれば、朗読愛好家

の皆さんが発信される朗読作品を埋もれさせることなく、世間に広く知らしめ、リスナーに確実に届けることができるルートとして機能することでしょう。

ですから、朗読ブログを発信される方は、コメントなどの反応が少なくても、決して空しいと思うことなく、登録リスナーの声なき声・期待を感じていただいて、着実に朗読作品を蓄積していただければ、と思うのです。是非、

日本全体の大朗読アーカイブズの構築作業の一端を担っているのだ！

という意識を持っていただき、多彩で魅力的な朗読作品の発信をお願いいたします。有名でないけれども優れた作品というのは、著作権切れのものの中にもまだまだ多数あると思います。

いずれ、著作権者の皆さんの理解も進み、著作権のある現代作品であっても朗読発信ができるものが増えて、選択肢も大きく広がることでしょう。そうすると、「朗読アーカイブズ」の類いがいくつも立ち上がって、そのアーカイブズのリンク集がまたできて・・・という世界も決して非現実的なことではないでしょう。

一方で、ポッドキャスト、i - Pod のような聴く技術もどんどん進んでいます。必ずや、近い将来、日本の文藝作品の楽しみ方、味わい方の幅も広がり、文藝文化の深みも飛躍的に増すものと確信しています。

(補足1)

朗読対象としうる作品テキストとしては、以下のものがあります。

青空文庫 著作権の保護期間が切れたものを、ボランティアの皆さんが入力して公開しているもの。近代文学作品が中心。随筆を集めた「**随筆計画 2000**」もその中に含まれています。

プロジェクト杉田玄白 著作権が切れた外国作品の翻訳を行い、自由な使用・利用に供しているもの。

個別に著作権の許諾がなされているもの。

現在、[日本ペンクラブ：電子文藝館](#) の掲載作品を、非営利・無償での朗読のネット配信に開放していただけるよう、要望していますが、現時点ではまだ、webでの閲覧のみです。

(補足2)

アーカイブ化しやすくするために、ブログ側で工夫をお願いしたいこと。

そのブログで、どういう作家のどういう作品がアップされているか、どこかでわかるようにまとめていただきたいこと。

ブログのカレンダーを遡ってチェックしていくほかないと、どうしても埋もれてしまい、死蔵されるおそれがあります。

アーカイブを作るときには、作品名を、コピー&ペーストで移していく作業を繰り返します。そのため、ブログの「カテゴリー」欄で、可能であれば、作品ごとにまとめていただきたいこと。ひとつの作品を複数ファイルに分けてアップしている場合、特に効果大です。

ただ、作品ごとにカテゴリー分けをすると、量が多くなってしまう可能性がありますので、その場合は、作家ごとのカテゴリー分けでも構いません。本当は、「カテゴリー」で作家ごと、「サブカテゴリー」で作品ごとに設定できることが最適なのですが、そこはブログの設定可能性次第です。